

議 事 録

会 議 名 (付属機関等名)	川西市国民健康保険運営協議会(令和7年度 第3回)		
事務局(担当課)	健康医療部 国民健康保険課		
開催日時	令和8年1月23日(金) 午後1時30分~午後3時10分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委 員	出席 神田委員、青山委員、徳田委員、竹腰委員、織田委員、樋口委員、渡邊委員 ウェブ出席 田上委員、足立委員、永田委員	
	そ の 他		
	事 務 局	健康医療部 松本部長、綿越副部長 国民健康保険課 西村課長、下久保主査、福原主査 保険収納課 増井課長、藤原主査	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 確認委員の選出 2. 協議事項 (1)令和8年度の国民健康保険税率設定について (本係数に基づく納付金及び標準保険税率等)(答申) (2)その他		
会 議 結 果	別添会議要旨のとおり		

令和7年度第3回 川西市国民健康保険運営協議会 会議要旨

1. 開会

2. 確認委員の選出

3. 議事

- (1) 令和8年度の国民健康保険税率設定について（本係数に基づく納付金及び標準保険税率等）
（答申）

委員：資料左上、「◎納付金抑制の財源として、県基金等（60億円）を活用」について、伸び率が4%を超えたため県基金を活用して伸び率を抑制した内容の説明があった。県基金は、伸び率が想定以上の場合に活用し、想定内であれば額を減らす、または活用しないということか。

事務局：県が基金残高を確認しながら市町に大きく負担がかからないよう財政支援している。

委員：厚労省などの資料では、子ども分については月額で表示されている場合が多い。資料は年額で表示されている。国や県から保険税額の表示について月額や年額の表示指示はあるか。

事務局：県からは運営協議会や議会の資料についての表示指示はない。県から市に示される資料は年額で示されている。

委員：資料「2. 標準保険料率の推移と現行税率との比較」の表中の現行税率は、所得割は別として100円単位となっている。子ども分は円単位で示されているが、100円単位とするのか。

事務局：県からは令和8年度の税率についての単位指定はない。ただし、9年度は県から標準保険料率として示される段階で100円未満の端数は切り上げて示される予定なので、8年度の税率設定にあたり、9年度以降に合わせて100円未満切り上げで処理するのが妥当だと考えている。

委員：被保険者にとっては、所得割・均等割・平等割などの内訳よりも総額が重要。総額を100円単位とするのはいいが、内訳中に端数を切り上げるのは負担が大きいのではないか。令和8年度はまだ少ないが、子ども分は今後増額していくので、合計時に100円単位で丸めるのはどうか。

事務局：他市では、保険税を100円単位で設定しているところもある。令和8年度は完全統一ではないため検討の余地はあるが、税額設定時に100円単位で運用している市町が多い。

委員：子ども分の所得割は0.29%と記載されているが、計算後は100円単位とするのか。

事務局：所得割は計算した後、医療分など区分ごとに100円未満を切り捨てる。最終的に100円未満を切り捨てることは地方税法で定められている。

委員：資料「3. 世帯構成別年間税額」の表中は100円単位ではない。整合性がないのではないかな。

事務局：モデルケースの計算例として100円単位で記載しており、実際に保険税を賦課する際は100円未満を切り捨てている。保険税は、医療分と後期支援金分と介護分に税率がかかり、それぞれを100円未満切り捨てて合計している。地方税法上は、最終的に切り捨てとなっており、川西市は安い算定方法。子ども分は、令和9年度に県から示される標準保険料率は、8年度の均等割で見ると1,293円は最初から1,300円として提示される。18歳以上均等割や平等割についても同じ。川西市は、8年度もその基準に則りたいと考えている。

委員：定められた端数調整方法はあるのか。市独自で決定できるものなのか。

事務局：子ども分の令和8年度の税率について端数調整などは定められていない。円単位で課税することに関しては法律上の問題はない。

委員：令和8年度末時点でも基金が残る予定。医療分などは標準保険料率ではなく現行税率で基金を活用している。子ども分についても、基金の活用ができれば端数調整分などを減額できないか。

事務局：子ども分を100円未満切り捨て又は円単位にするなどは法律上問題ないため検討できる。

委員：現在、標準保険料率と現行税率に乖離があり、川西市は税率を抑えている状況。しかし1人当たり納付金は連続で上昇し、令和5年度から8年度にかけて約1割、1万6千円程増額となっている。その原因が相互扶助であるとの説明があった。標準保険料率は県内調整を反映した水準なので他市の赤字補填や高齢化調整率、医療費格差が入り込み川西市は板挟みの状況。1人当たり納付金の増加を市として住民に対しどう説明するのか。また、どのように是正するのか。

事務局：1人当たり納付金が毎年3%程度上昇しているのは相互扶助の影響もある。しかし、大きな要因としては、給付費の伸びが上げられる。被保険者数は減少しているが1人当たり給付費は年々上昇している。1人当たり納付金の抑制については、県の繰入金や保険者努力支援等の歳入をできる限り獲得することが市としてできる行動になる。ただし、令和9年度の標準保険料率統一後は、県繰入金等も100%相互扶助の対象となり川西市が努力して獲得した補助金や県繰入金も各市に再分配されるため、市として納付金の伸びを抑える努力は9年度以降厳しくなってくる。

委員：市ができることは限られているため、県が采配を振るう状況が国民健康保険の今あるべき姿だと思う。市は努力していると思うので、相互扶助については何とも言いがたい。

委員：基金残高について、今後どのような目的に活用する計画があるか。

事務局：令和9年度以降の基金の用途について、具体的な検討はまだ進んでいない。9年度に川西市が標準保険料率に移行すると仮定した場合の用途としては、9年度以降の保険事業費は県で1人当たりの上限が定められるため、その額を超えて事業を実施した場合の財源としての活用が見込ま

れる。

委員：資料「5. 令和8年度の税率等について（答申の方向性）」の④について、直近で国や県に対して、どのような要望を行い、どのような回答があったか。

事務局：国県への要望としては、毎年市長会を通じて要望を出す機会があり、財政支援の実施や国庫負担金、国庫負担割合の引上げによる財政基盤の拡充などを求めている。令和8年度の国の財政支援については、7年度以前と同様引き続き実施すると示されている。

委員：介護保険の保険料は円単位で記載されている。市民としては介護保険も健康保険も変わらないので、合わせて考えてほしい。子ども分は今までなかったので、他の医療分同様に基金を活用して軽減措置を図れば市民は助かる。

委員：令和9年度に標準保険料率に統一する方針になっている以上、速やかに市民に説明できる体制が不可欠。改めての確認だが、段階的な調整や激変緩和などの経過措置は実施しないのか。増額は分かっているので、市民が準備できる体制を作ってほしい。世帯毎で現行から標準への移行幅は変わるので、ただ引き上がりだけではなく具体的なモデル世帯別の影響試算を作成し公表するなど事前に着手してほしい。

事務局：令和9年度以降の税率等については、8年度に委員の方にご意見を頂戴しながら決定する。保険税の増額に関しては、5年度から毎年6月の納税通知書発送前にリーフレットを全戸配布している。現在基金を活用して保険税を据え置いていること、9年度に保険税が上がる見込みであること、その他モデル世帯別のケースを4例ほど掲載している。8年度も同様に作成し、市民に周知を図る予定。

委員：子ども分は、市民の負担軽減の観点から切り上げではなく円単位の数値を使う方がいいと思う。

委員：子ども分についての単位変更は事務局にどれぐらいの手数がかかるのか。

事務局：税の計算はシステムを使用し、機械的に計算している。システム上では市の負担は円単位や100円単位での大きな差は出てこないが、市民からの問合せによる試算や条例減免などに係る計算に関しては手計算であるため、実務上は100円単位が適当だと考える。

委員：令和9年度は、子ども分の所得割が0.4%に上がる予定で、他も全体的に上がる。せめて初年度の8年度子ども分は、9年度の半分ぐらいを目安にし、基金を活用して減額するのが一番理想。

委員：答申はどうするべきか。

事務局：運営協議会の委員で答申をまとめるためにご協議いただきたい。

委員：子ども分の切り上げについては、県の方針ということでしょうか。

事務局：例えば令和 8 年度の子ども分の均等割額は 1,293 円で示されている。これを川西市は 1,300 円に切り上げるという提案をしているが、実際 9 年度もこのままであれば県からの提示は 1,300 円となる。8 年度は、円単位で賦課している市町もあるため県としては円単位の額を示している。9 年度以降、県は切り上げた額を示すため、8 年度は 1,300 円を提案している。

委員：基金が残っているから、令和 8 年度は 1,200 円にすることもできるのか。

事務局：できる。例えば 1,293 円を 1,200 円の保険税とする。被保険者から保険税をいただいて、結果、県の示す納付金が納められなければ、足りない分は基金を使用することになる。ただし、18 歳以上均等割額は県から 63 円で示されており、100 円未満切り捨てとすると 0 円になるので、18 歳以上の部分については 100 円が妥当。

委員：子ども分は全て切り上げで提示されているが、18 歳以下均等割額は 100 円で仕方がないとして、その他は切り捨てる方法もある。

委員：令和 9 年度は県の方針で子ども分は所得割を除き 3,100 円になる。8 年度は全部切り上げると 2,300 円。切り捨てれば 2,100 円。年間 200 円の差。

委員：医療分などは下げているのに、子ども分は上げている。川西市は全部を下げていますという姿勢を見せたほうが市民にもいいのではないかと。

委員：年間 200 円だが、市全体で考えるとかなりの額となる。令和 9 年度からは県の方針で子ども分については切り上げることが決まっている。8 年度切り下げて 9 年度は方針どおりとすると差が大きくなる。8 年度だけ基金で補填し、9 年度はこうなるという見せ方が難しい。

委員：子ども分が年度によって切り上げ・切り捨てが異なると分かりにくい。令和 9 年度は県で 100 円単位切り上げと決まっているので、説明する際に今年だけ切り捨てるよりは、8 年度から県にならい、子ども分は 100 円単位で切り上げるという説明ができるので分かりやすい。答申案どおりでいいと思う。

委員：答申案(3)の医療給付費の抑制について、市の国民健康保険事業の安定的な運営に対して適正医療が費用的に反映されるような文言となっているが、令和 9 年度以降標準保険料率に統一されると、医療費適正化で医療給付を抑制したとしても、市の 1 人当たり納付金には影響が出ない認識だが間違いないか。

事務局：令和 9 年度以降、各市町が医療費適正化に取り組んでいることは、国からの努力支援などで県全体として評価されるものになるため、川西市が頑張った分だけそのまま川西市の納付金に反映されるわけではないが、川西市や他市町の取組や実績は兵庫県全体として、国に納める納付金を

下げることに働いてくる。9年度以降も引き続き、医療費適正化に真摯に取り組むことは重要だと考えている。

委員：川西市に限ったことではなく、兵庫県の市町全体に共通する文言ということか。

事務局：そのとおり。川西市だけに限らず、全市町共通して取り組む必要がある事項だと考えている。

委員：保険者にとっては適正医療は納付金額にダイレクトに反映するものと捉えられていると思うが、市民にとってはダイレクトというよりも間接的な1つの総論として記載されているということで、書いてる側と受け取り側でこの文言の理解に差が出てくると思う。

事務局：令和9年度以降は全市町の総論という形になるが、8年度に関してはこの文言で答申を記載することに特段問題があるとは考えていない。

委員：令和9年度以降からは文言を変更するかもしれないということか。

事務局：現時点で令和9年度以降の記載についての言及は避けたいが、検討する必要があるとは考えている。

委員：色々な健康保険組合の資料などで適正医療は必ず話に出てくる中で、国民健康保険の適正医療というのが誰の為なのかということ。国から県への補助、県から市への補助と間接的に繋がっていて、市民向けに文書を出しても市民には間接的なもので、実際は自治体国保の運営に影響を及ぼすもの。医療機関と患者、国保運営側のギャップがあると思う。

委員：子ども分については、事務処理や市民生活への影響も考慮して均等割1,200円、18歳以上均等割100円、平等割800円とすることを、川西市の意見として打ち出すべきではないか。

委員：子ども分は、一昨年度政治的背景の中で国保や他の医療保険で上乘せすると決定されたもの。後期高齢者の保険分にも上乘せされる。少しでも負担を減らすために、初年度はとりあえず低めにするなどのスタンスを取るほうがいいのではないかと考える。

委員：年度が変われば計算が変わるのは分かりにくいという意見も大事だと思う。市民は、計算されたものが切り上げだったのか切り捨てだったのかを意識されているのかご存じであれば教えていただきたい。年度が変わりルールも変わることを気にする方が多くなれば税額は少ない方がいい。ただ、説明に関して苦情が市に来るのであれば、次年度切り上げ計算が決まっているので混乱は少ない方がいい。

事務局：実際に市民にお示しするのは納税通知書となる。均等割額、平等割額、所得割率の計算過程については、議会の議員に対して説明することはあるため、傍聴に来られる方や興味を持って議会の議事録をご覧になる方、本協議会の議事録をご覧になる方は把握する機会はあると考えている。

委員：子ども分の保険税において、均等割・平等割で100円200円が変わることよりも、所得割が一番ウェートを占めてくる。100円200円が大きな変化に繋がるのは所得の少ない方だと考える。所得割は所得100万円で約3千円の計算。500万円で所得割が1万5千円弱、そこに均等割・平等割の2,300円が足されることになる。均等割・平等割の100円200円はそれほど大きな変化ではないと思う。

委員：医療分や介護分と子ども分は性格が違う。子ども分は新たにできたもので、具体的に何に使われるのか分かりにくい。子どもに対する支援ならば出せる範囲で考えた方がいいのではないかと考える。

委員：答申案のままで良いと思う。今回、子ども分の話が論点になっているが、子ども分が上乘せされることによる影響は子育て世帯にとっても大きいと考える。子ども支援という名のもとで負担を強めると政策的に矛盾が生じる。

委員：税額を低く設定して基金残高を使ってもいいのではないか。

○子ども分に関して委員の多数決を取る。100円未満を切り捨てる（18歳以上均等割を除く）、円単位のまま、100円未満を切り上げる、以上3点で行う。

- ・切り捨てに賛同、3名
- ・円単位に賛同、0名
- ・切り上げに賛同、6名

会長を除いて出席者の過半数が切り上げに賛成ということで、答申案どおりで成立。

（2）その他

委員：資料の表記について、現在元号を使用されているが、見出しとか可能な範囲でいいので元号と西暦を併記してほしい。